

杵築市インバウンド観光誘致プロモーション動画制作業務委託仕様書（案）

1 業務の目的

本業務は、杵築市は、重伝建に選定された北台南台の武家屋敷や国指定史跡の杵築城跡などを中心に、歴史ある町なみや豊かな山海の幸に恵まれる魅力を持ちながら、観光地としての知名度は低い。そこで、インバウンド市場が拡大している中で、国内をはじめ、韓国、中国、欧米豪などの海外からの観光客をターゲットにした動画を制作しプロモーションを行うものである。

さらに、モデルやインフルエンサーによる SNS を活用した情報発信を併せて行うことで誘客への相乗効果をねらう。

動画は、インターネットやメディア等で公開するほか、各種プロモーションの機会において戦略的な活用を図り、杵築市の魅力を発信し交流人口の増加、外国人観光客の誘客につなげることを目的とする。

2 委託業務名

杵築市インバウンド観光誘致プロモーション動画制作業務委託

3 委託限度金額

3,080,000円（税込）以内

4 業務の範囲

- (1) 観光誘客 PR 動画の制作
- (2) 動画を活用したプロモーション
- (3) モデルやインフルエンサーによる SNS を活用した情報発信

5 業務内容

受託者は、業務の目的を十分理解し、動画の制作に係るすべての業務を行うものとする。

(1) 企画・構成

プロポーザルでの提案内容を基に、一般社団法人杵築市観光協会（以下「協会」という）と協議を行い、内容を決定する。

決定した内容を基に、動画の構成を作成する。

(2) 撮影

企画構成に基づき、動画の制作に必要な映像の撮影を行う。なお、撮影箇所は協会が指定する場合がある。次の内容は、委託業務に含むものとする。

- ①資料・素材の収集

- ②肖像権や著作権について必要な手続き
- ③出演者、協力者、撮影地への交渉・許可
- ④使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担

(3) 編集

撮影した映像の加工、編集、音楽、ナレーション、外国語テロップの挿入等の編集作業を行う。動画の完成までに、協会による複数回の内容確認及び修正等の指示を受ける。

動画の内容については次のとおりとする。

- ①本編には、本市の観光等の目玉である主要コンテンツを必ず入れ、ストーリー性のある映像とすること。
- ②制作には、ドローンを活用したダイナミックな映像、タイムラプスの活用など最新の編集技術を用いて制作すること。
- ③制作物に関して著作権などが発生し、協会にその権利が帰属しない場合は、その制作物の使用期限を令和11年3月31日とすること。
- ④国内外へ向けのイベント等でも活用するため、外国語字幕（英語、韓国語、台湾語）を入れること。
- ⑤音楽（BGM）、字幕、コンピュータグラフィック、イラスト等を適宜挿入すること。

(4) 制作本数及び再生時間

再生時間ごとに以下のとおり制作すること。なお、③・④については、テーマごと（例えば、交通、観光地、食、文化、宿泊、物産などのカテゴリ）に分けて制作することとする。

- ①本編（3分程度）
- ②本編ダイジェスト版（15秒程度）
- ③テーマ別編A（30秒程度）
- ④テーマ別編B（15秒程度）

(5) 成果物の納品

成果物は、次の要件・規格で納品するものとする。

- ①動画の規格は、16:9とし、フルハイビジョン（1920×1080）映像とする。
- ②本編ダイジェスト版（30秒程度）については、別途、縦型動画も併せて制作する。
- ③動画の納品は、仕様に合わせて以下を制作するものとする。
 - ア. DVDディスク・・・10枚（盤面印刷含む。コピー可能なもの）
 - イ. Blu-ray ディスク・・・10枚（盤面印刷含む。コピー可能なもの）
 - ウ. 配信データ・・・・・・3種類（WMV, MPEG4, MOV）
（YouTube および協会や市のホームページで再生可能な形式）
- ④事業完了報告書（紙印刷2部、PDF データ）

動画制作後のプロモーションの実施状況、並びに SNS 情報発信状況結果等を記載すること。

(6) 成果品の不備

本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、協会の指示により受託者の負担と責任において速やかに補足、修正を行うものとする。

(7) 動画を活用したプロモーション

制作された動画を配信するものとする。受託者は、広告配信できる媒体、期間、本数などを企画提案の中に記載すること。

プロポーザルでの企画提案内容を基に、委託者と協議し情報発信方法を決定する。決定した内容を基に情報発信を行うとともに、再生回数あるいはそれに類する、結果測定の可能な具体的数値等を提示すること。

(8) SNS を活用した情報発信

テーマ別動画の制作の内容に準じて、海外インフルエンサーと杵築市をナビゲートできる日本人インフルエンサーによる紹介動画を SNS に年間 24 本投稿するものとする。投稿期間は、令和 7 年 5 月から令和 8 年 3 月までの期間とする。なお、本情報発信には受託者との協議により、受託者の有する媒体を活用できるものとする。

6 業務期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 16 日（月）まで

ただし、「5（4）②本編ダイジェスト版（15 秒程度）」については、「EXPO2025 大阪・関西万博」会場において令和 7 年 9 月 3 日（水）から開催される九州 7 県合同催事（予定）に活用ができるよう納品することとする。また、テーマ別編 A、B については、完成したもののから随時納品すること。

7 委託金の支払い

本業務の委託金は、原則として業務完了検査後に一括して支払う。ただし、受託者の請求により、契約金額の 3 割以内の金額を前払金として請求できるものとする。

8 データの保護・著作権について

(1) 秘密保持

受託者は、本業務の実施に当たり、知り得た機密に属する情報、また協会が提供する資料・データ類及び受託業務の内容について、業務を担当する部門以外の第三者に漏らしてはならない。委託業務終了後も同様とする。

(2) 第三者提供の禁止

受託者は、本協会が事前に承諾した場合を除き、この契約の履行に伴い知り得た内容を第三者に提供してはならない。

(3) 複写・複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、協会から提供された資料等を協会の許諾なく複写または複製してはならない。

(4) 事故発生時における報告業務

受託者は、業務に関連する事故が発生した場合には、直ちにその報告と対応措置などを本協会に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書により行うこと。

(5) 記録媒体上の情報の消去

受託者は、受託業務遂行のために、受託者が保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体）上に、個人情報及び機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時にすべて消去すること。また、契約解除の場合においては、速やかに消去すること。

(6) 著作権の手続き

モデル起用、音楽等の使用については、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い等の権利処理を済ませた上で納品すること。また、それに伴い発生する経費については、すべて委託金額内で実施すること。

(7) 紛争の処理

映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には受託者の責任において対応し、協会は責任を負わない。

9 その他

本仕様書に定めのない事項については、協会と受託者が協議して決定する。

10 問い合わせ先

〒873-0001 大分県杵築市大字杵築665-172

一般社団法人 杵築市観光協会 担当：袋井・内田

電話：0978-63-0100

FAX：0978-63-0112

E-mail：info@kit-suki.com